

# 令和8年度事業計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

令和8年度は、近年も法令違反が発生していること、担い手の確保・育成の推進及び価格転嫁の円滑化等に向けた行政施策の動向を踏まえつつ、関係行政機関、関係企業・団体と緊密に連携しながら、講習会事業、書籍頒布事業等を的確に実施することにより、建設業及びその関連業のコンプライアンスの徹底への支援を一層推進する。その際、建設業及び関連業のニーズに対応した講習の質の向上・多様化、書籍の内容の充実、広報・宣伝の強化等を図る。併せて、諸物価、人件費の変動を踏まえ、受講料等の見直しを行うとともに経費節減等にも努め、収支の均衡を図っていく。

## I 講習会事業

### 1. 建設業及び関連業に係る取引に関する法令等についての講習

(1) 建設業法、入札契約適正化法、公共工物品質確保法、独占禁止法、中小受託取引適正化法（取適法）、刑法（入札妨害罪等）、入札談合等関与行為防止法、暴力団対策法その他の建設業及び関連業に係る取引に関する法令の遵守の徹底を図るため、次のとおり講習会の開催及び講師の派遣を行う。

- ① 当機構の主催による講習会を実施する。
- ② 各都道府県建設業協会との共催により講習会を実施する。
- ③ 企業及び関係団体の要請に基づき、講習会への講師の派遣を行う。
- ④ 公共発注者の要請に基づき、講習会への講師の派遣を行う。

(2) 講習は次の項目に重点をおいて実施する。

- ① コンプライアンスの向上に取り組もうとする企業や関係団体を対象として、コンプライアンス強化の必要性、コンプライアンス確保のための体制づくり等について周知を図ること
- ② 建設業及び関連業における適正な施工等を確保するため、書面による請負契約の締結、一括下請負の禁止等元請・下請ルールの周知を図るとともに、令和7年12月に全面施行された建設業法、入札契約適正化法等の改正内容を説明し、取引・施工に当たって注意すべき点の周知を図ること
- ③ 建設業における政策について、担い手確保に向けた働き方改革や処遇改善のための制度改正、原材料費等の高騰等を踏まえた価格転嫁円滑化のための取組等を説明し、その周知を図ること
- ④ 独占禁止法について、入札談合などを防止するため、関連する規定や事例等につ

いて周知を図るとともに、適正な価格転嫁を進める観点から、優越的地位の濫用等に関する規制について周知を図るほか、令和 8 年 1 月に施行された取適法について内容の周知を図ること

⑤ 刑法（入札妨害罪等）等の運用について、規定や事例等を説明し、その周知を図ること

⑥ 公共発注者・民間発注者を対象に、入札談合等関与行為防止法、令和 6 年に行われた建設業法等の改正内容、工期に関する基準、発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン、建設工事標準請負契約約款等の建設業の適正取引に係る諸制度の周知を図ること

(3) 以下のように講習会事業の充実を図る。

講習会実施企業・団体の継続的な取組を確保するため、実施企業・団体からの意見・要望等を踏まえ、受講者の職制・経験・習熟度等を考慮した講習内容の充実、メニューの多様化等を図る。また、要望に応じ、オンラインでの講習を実施する。

主催講習会については、引き続きオンライン講習会の実施等により利便性を確保するとともに、社会保険労務士等の外部講師も活用して、講習内容の充実、メニューの多様化等を図る。

また、機構案内パンフレット、ホームページ、メールマガジン等を通じた広報・宣伝の強化や営業活動等により、受講企業等の増加に取り組む。

## 2. 建設業取引適正化推進期間における講習実施等

国土交通省及び都道府県が主催する建設業取引適正化推進期間において、地方整備局等の啓発活動に関して講習実施等の協力を行う。

## 3. (一財) 建設業振興基金からの講習会の受託

(一財) 建設業振興基金が行う「建設業経営者等のための基礎講座」(仮称)につき、業務を受託し、講習会を実施する。

## II 書籍頒布事業

### 1. テキストの改訂

「建設業の元請・下請ルール」等について令和 6 年に行われた建設業法等の改正内容等を、「(仮) 取適法遵守の手引」について令和 7 年に行われた下請法の改正内容等をそれぞれ反映させるよう改訂するとともに、「最近の独占禁止法の運用状況等」等についても最新の情報を収録するよう改訂する。

### 2. 頒布活動

受講機会のない管理者、技術者、営業担当者等も必要な知識を習得できるよう、機構が刊行した書籍について頒布を行う。また、ホームページ、メールマガジン等でのPR等により販売の促進を図る。

### III 法令相談事業

建設業及び関連業に係る取引に関する法令について助言・指導を行う。この際、「建設業法遵守の手引」、「独占禁止法遵守の手引」等の頒布図書の紹介を通じて関係法令の遵守徹底やコンプライアンス強化の取組意識の醸成を図る。

### IV 機関誌頒布事業

建設業及び関連業に係る取引の適正化に関する各種情報・資料等の収集・分析を行い、これに基づき定期刊行物「C I T I O（推進機構情報）」（季刊）を作成する。これを会員等に配布するとともに、ホームページを通じて情報提供を実施する。

### V 調査研究事業

#### 1. 取引適正化に関する資料等の収集分析

建設業及び関連業に係る取引の適正化に関する次の調査研究を行い、頒布図書の改訂等を行うとともに、機関誌、ホームページ及びメールマガジンを通じて会員等に情報提供を行う。

- ① 建設業法等の法令遵守及び運用状況に関する調査研究
- ② 独占禁止法等の法令遵守及び運用状況に関する調査研究
- ③ 反社会的勢力への対応等に関する調査研究

#### 2. 建設業適正取引懇談会の開催

建設業及び関連業の法務部門の実務責任者並びに建設業行政の実務責任者と定期的に意見交換をし、受発注者間、元下間等の適正な取引等に関する企業の日常の問題意識や行政の方向性についての問題意識を共有する。その結果得られた知見を、コンプライアンス強化や法令遵守徹底のための事業の実施に適宜反映させるよう努める。

### VI 紛争相談事業

国土交通省から「建設業取引適正化センター設置業務」を受託し、下請代金の支払、工事瑕疵等の建設工事請負契約に関するトラブルについて相談に応じ、紛争解決に向けて

アドバイスをを行う。

相談事案を分析・整理した上で、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有し、建設業取引のより一層の適正化を図る。